

マイバッグ推進運動モニター

7 職員の福祉及び利益の保護状況

(1) 健康診断の状況

一般定期健康診断受診者	575人
人間ドック受診者	354人

(2) 公務災害・通勤災害の認定状況

区分	認定件数	災害の概要
公務災害	1	骨折
通勤災害		

(3) 福利厚生制度に係る負担

共済組合への負担金

愛媛県市町村職員共済組合	827,629千円
公立学校共済組合	35,796千円
愛媛県市町村職員互助会への負担金	4,934千円

8 勤務条件に関する措置の要求の状況

(1) 制度の概要

地方公務員法第8条第2項第1号及び大洲市職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則に基づき、職員に対する勤務時間その他の勤務条件に関する要求を審査、判定し、必要な措置を執る。

(2) 種別、件数について ……該当なし

9 不利益処分に関する不服申立ての状況

(1) 制度の概要

地方公務員法第8条第2項第2号及び大洲市職員の不利益処分に関する審査に関する規則に基づき、職員に対する不利益な処分について不服申立てに対する裁決又は決定をする。

(2) 種別、件数について ……該当なし

10 職員からの苦情の処理の状況

(1) 制度の概要

地方公務員法第8条第2項第3号に基づき、職員からの勤務条件その他人事管理に関する苦情の申出及び相談に対し、助言等を行うほか、関係当事者に対し、公平委員会の指揮監督の下に、指導、あっせんその他の必要な措置を行う。

(2) 種別、件数について ……該当なし

5 職員の服務の状況

(1) 服務規律の遵守に関する取組の状況

通達の発出や各種研修を実施し、職員の服務規律の遵守に努めている。

(2) 病気休暇の取得状況 (人)

病気休暇 取得者数	期 間		
	1月未満	1月以上	2月以上
30	8	13	9

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の(実施)状況

研修区分	研修種別	研修内容等	研修期間(日)	受講者(人)	
自主研修	新規採用職員研修		2	10	
	臨時職員研修	接遇研修	1	9	
	階層別研修	課長補佐級研修	1	128	
	人権同和教育研修		-	全職員	
	自己啓発研修	通信教育	-	2	
	特別研修	環境セミナー	1	65	
		裁判員制度研修	1	91	
		保育士等研修	1	136	
	委託研修	自治大学校		66	1
		市町村職員中央研修所		8	2
愛媛県研修所		市町中堅職員研修	5	2	
		市町係長研修	4	2	
		市町課長研修	2	1	
		専門研修	3	4	
社会教育主事研修			58	1	

(2) 勤務成績の評定の状況

所属長による部下職員の勤務実績の評定を年1回行い、昇任、昇格、配置換等に活用している。

マイバッグ推進運動モニター募集!

大洲市では、ごみの減量化を図り、資源を大切にすることが取り組みとして、マイバッグ(愛用の買い物袋)推進運動を実施しております。

- 募集人員** 先着 150人(これまでのモニター以外の方)
- 資格** 大洲市在住者
- 実施期間** 平成19年1月～平成19年2月
- 要領** 大洲市より配布するマイバッグを買い物の際に使用していただき、アンケートにお答えいただきます。(終了後マイバッグはそのままお使いいただき結構です。)
- 申込方法** 電話で申し込んでください。
- 申込先** 市役所保険環境課生活衛生係
☎24-2111(内線166)
- 締切** 12月25日(月)



—平成17年度の体験モニターアンケート—
(回収率 75%)

バッグの大きさや色等については、ご家族の人数や個人の好みによってご意見も様々でした。今後もマイバッグ推進運動を周知することによって、更なるごみの減量化・リサイクル等に努めてまいりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

主なご意見は次のとおりです。ご協力いただいた皆様、誠にありがとうございました。

- 買い物の際、どれくらいの割合でマイバッグを使用しましたか。
 - ・毎回使用(50人)・時々使用(68人)
 - ・使用しなかった、その他(11人)
- マイバッグの使用に対して店舗の対応はいかがでしたか。
 - ・理解があった(98人)・理解がなかった(1人)
 - ・わからない、その他(30人)
- その他ごみの減量化に対する主なご意見
 - ・まだマイバッグを使用している人が少ないのでさらに周知が必要。
 - ・店舗が包装の簡素化を工夫(過剰包装止める・ばら売り等)。
 - ・詰め替え製品の利用。
 - ・レジ袋の廃止、レジ袋の有料化。
 - ・容器包装はすべてリサイクル可能なものにする。
 - ・地域、職場、学校等でごみ問題について考える機会を設ける。

年末年始の業務カレンダー

年末年始の業務カレンダー

業 務	問い合わせ先	12/28 (木)	12/29 (金)	12/30 (土)	12/31 (日)	1/1 (月)	1/2 (火)	1/3 (水)	1/4 (木)
市役所窓口	印鑑登録証明書の交付 (市内全域分を本庁で交付)	市役所市民課 24-1710 (直通)	8:30 ~ 17:30	休	休	休	休	休	休
	住民票・戸籍等の交付 転出・転入届	市役所市民課 24-1710 (直通)	休	休	休	休	休	休	休
	戸籍届出 (出生・死亡など)	長浜支所市民福祉課 52-1111 肱川支所市民福祉課 34-2311 河辺支所市民福祉課 39-2111	受付のみ	受付のみ	受付のみ	受付のみ	受付のみ	受付のみ	受付のみ
	会計事務(支払い・収納)	市役所会計課 24-2111	休	休	休	休	休	休	休
文化・観光	図 書 館	大洲市立図書館 24-4419	休	休	休	休	休	休	休
		大洲市立長浜図書館 52-1111	休	休	休	休	休	休	休
		大洲市立肱川図書館 34-2307	休	休	休	休	休	休	休
	博 物 館 等	大洲市立博物館 24-4107	休	休	休	休	休	休	休
		肱川風の博物館・歌麿館 34-2181	休	休	休	休	休	休	休
		河辺歴史民俗資料館	休	休	休	休	休	休	休
大 洲 城	大 洲 城	24-1146	休	休	休				
臥 龍 山 荘	臥 龍 山 荘	24-3759	休	休	休				
体育施設	大洲市総合体育館	大洲市総合体育館 24-6255	8:30 ~ 17:00	休	休	休	休	休	休
	八幡浜・大洲地区運動公園	八幡浜・大洲地区運動公園 23-5524	休	休	休	休	休	休	休
	その他体育施設	教育委員会 24-1734 (直通)	休	休	休	休	休	休	休
	学校体育施設(屋内運動場)	市民体育課 52-1111 長浜支所教育課 52-1111 肱川支所教育課 34-2311 河辺支所教育課 39-2111	休	休	休	休	休	休	休
	学校体育施設(屋外運動場)	同上	休	休	休	休	休	休	休
※大洲北中学校・喜多小学校屋外運動場は、12月1日から2月28日まで利用休止									
環境・衛生	ごみの収集	市役所保険環境課 24-2111 長浜支所市民福祉課 52-1111 肱川支所市民福祉課 34-2311 河辺支所市民福祉課 39-2111			該当地区のみ	休	休	休	休
	燃やすごみの持込み (大洲・長浜地区) ※通常業務時間 8:30 ~ 16:00	環境センター 26-1615			8:30 ~ 正午	8:30 ~ 正午	休	休	休
	燃やさないごみの持込み (大洲地区) ※通常業務時間 8:30 ~ 16:30	不燃物埋立地 24-7053					休	休	休
	燃やすごみ・燃やさないごみの持込み (肱川・河辺地区) ※通常業務時間 8:30 ~ 16:30	内山衛生事務組合 44-4574				休	休	休	休
病院	市立大洲病院	市立大洲病院 24-2151		休	休	休	救急当番	救急当番	休

... 通常業務
 休み
 業務内容に制限あり
 時間制限あり

し尿のくみ取りの申し込みは、地区の担当業者に直接連絡してください。12月12日(火)までに申し込みがあれば、年内に収集可能です。できるだけ早めに申し込みをお願いします。

※12月28日(木)午後から1月3日(水)まで休み

担当地区	業者名	電話番号
肱南・久米・平野・南久米	上石衛生社	24-2655
徳森(城・野久保・野田・土肥)・菅田・大川・柳沢・肱川・河辺	大洲喜多衛生共同企業体	25-2314
肱北・喜多(五郎5区・慶雲寺を除く)	(有)中村衛生社	25-6150
新谷・三善・五郎5区・慶雲寺・八多喜の一部・徳森(中山東・中山西・小鳥越・西松ヶ花)	(有)脇坂衛生	43-1861
上須戒・八多喜(表米津、湯の子の一部)・長浜	(有)青松興業	52-0472

平成19年度河川愛護モニター募集

みんなの川を守りましよう

地域の皆さんと河川管理者である国などが連携をより深めるため河川愛護モニターを募集します。

国土交通省では、河川整備・利用、河川環境に関する地域の要望を十分に把握し、河川愛護思想の普及啓発や河川の適正な維持管理を図るため、河川愛護モニター制度を実施しています。

◆モニター会議（年1回程度の意見交換会）への参加

活動範囲

- ① 肱川左岸・新長浜大橋～祇園大橋
- ② 肱川右岸・新長浜大橋～祇園大橋
- ③ 肱川左岸・祇園大橋～畑の前橋
- ④ 肱川右岸・祇園大橋～生々橋
- ⑤ 肱川左岸・畑の前橋～富士橋
- ⑥ 肱川右岸・生々橋～富士橋
- ⑦ 矢落川右岸・生々橋～金比羅橋

選考方法

応募多数の場合には、地域活動経験をもとに、年齢・地域構成などを考慮して選考します。選考結果は応募者に通知（郵送）します。

応募期日 平成19年2月20日（火）
応募方法 次の事項を記入して直接持参するか官製はがきかファックスで応募してください。

モニターの主な仕事は、河川管理者（国土交通省大洲河川国道事務所）へ情報を伝えることなどです。ゴミ投棄などの不法行為者に対し直接注意・指示して是正を求めめるなどの特別な責務や権限はありません。皆さんのご応募をお待ちしています。

活動内容

◆日常生活の中で知り得た情報（ア～エを定期（月1回）または随時に連絡

- ア 河川利用や河川の状況に関するし、特段の要望があるとき
- イ 河川環境が損なわれたり河川利用上の障害となったりするような事象
- ウ ゴミなどの投棄、河川の流水や施設などの異状
- エ 特に連絡する必要があること

応募資格

河川愛護に関心があり、活動範囲のおおむね5km以内に住んでいる20歳以上の人

委嘱

任期は平成19年4月1日から1年間で、国土交通省大洲河川国道事務所長が委嘱します。

募集人員

活動範囲ごとに1人

手当

月額4,580円

応募・問い合わせ先

〒795・8512
大洲市中村210
国土交通省大洲河川国道事務所河川管理課
☎245185・FAX245331

